

ベンガル湾におけるバングラデシュとミャンマー間の 海洋境界画定事件

－国際海洋法裁判所による初の海洋境界画定判決の評価－

加々美 康彦*

Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal:

Evaluation of the First Maritime Delimitation Judgment by
the International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS)

Yasuhiko KAGAMI *

I はじめに

2012年3月14日、国際海洋法裁判所（以下、ITLOS）は、ベンガル湾におけるバングラデシュとミャンマー間の海洋境界画定に関する紛争に判決を下した¹⁾。本判決は、ITLOSにとり、これまで長きにわたり国際司法裁判所（以下、ICJ）と仲裁裁判所のみで判例を蓄積させてきた海洋境界画定分野への「デビュー戦」であった。その舞台は、海洋境界画定裁判では初となるアジア海域であり、また初めて200海里外の大陸棚の画定を行うものであったことから大きな注目を集めた。ITLOSは、事件簿登載から2年3ヶ月という（海洋境界画定判決としては異例の）スピード審理でこれを処理した。紛争当事国はいずれも判決をひとまずは好意的に受け入れている²⁾。また、後述のように、本判決は票決を大きく割ることなく手堅くまとめられ、引かれた画定線もまた、反対意見を付した判事を含む22名³⁾の判事全員がおおむね衡平とみなしていることから、ITLOSは初戦を見事に飾ったと言えよう。

ただ、本判決は、その「大きく割れない」代償として、推論にいくらか問題を残しているようにも思われる。本稿は、判決に付された意見や既に公表されている判例評釈等を踏まえながら、ITLOSによる最初の海洋境界画定判決を批判的に検討するものである。

II 背景

本件訴訟の舞台であるベンガル湾は、豊かな炭化水素資源の腑存が見込まれる世界最大の湾である。西にインド、東にミャンマーが位置し、その間にバングラデシュが挟まれている。同湾は大き

*中部大学国際関係学部国際関係学科

く凹んでいるが、その湾曲は、1960年代に ICJ で争われた北海大陸棚事件の弁論で、北海でデンマークとオランダに挟まれた西ドイツが、等距離線を引けば不合理が生ずる典型として引き合いに出したほどである⁴⁾。

1974年、バングラデシュとミャンマーは、海洋境界画定交渉を開始し、第2ラウンド（同年11月23日）で領海の画定線などを盛り込む合意覚書（Agreed Minutes）（以下、1974年合意覚書）に調印し、その後1986年まで計8回の交渉を重ねたが、解決には至らなかった（判決 paras. 36-37 参照。以下、判決の引用は単に para. として表記する）。

2008年3月31日、海洋炭化水素資源開発の国際的な活発化を背景に、両国は交渉を再開した。翌日、再出発点として、1974年合意覚書を微修正して再確認した合意覚書（以下、2008年合意覚書）に調印し、さらに2010年まで計6回の交渉を重ねた（para. 38）。

ところが、2008年11月4日から9日にかけて、バングラデシュ領セントマーチン島（両国の陸上境界の沖合約4.5海里に位置）の南西約50海里付近（ミャンマー側の海上天然ガス鉱区では AD-7 鉱区とされる地域。約14兆立方フィートの天然ガスが埋蔵と推定⁵⁾）に、ミャンマー政府が発給した許可を受けた韓国企業（大宇インターナショナル）の調査船が航行した。バングラデシュはすかさず掘削中止を求めて軍艦を派遣、ミャンマーも軍艦を派遣してにらみ合うという事件が発生した⁶⁾。また、2009年8月末には、バングラデシュが同国南方沖合の3鉱区につき、米国とアイルランドの企業にリースする契約を締結したところ、それぞれの鉱区につき、インドとミャンマーが自国海域と重複するので探査を控えるよう助言する通告を発するという事件が発生した⁷⁾。

バングラデシュは、この事件を受けて訴訟を決意する。2009年10月8日、「国際法に従って、領海、排他的経済水域（以下、EEZ）及び大陸棚においてミャンマーとの間でバングラデシュの海洋境界の完全かつ満足のいく画定を確保するため」（para. 1）、インドとミャンマーを相手どり、海洋法条約附属書第 VII 部に基づく仲裁手続を開始した。

ミャンマーは、2009年11月4日、本件を ITLOS に移管することを提案し、海洋法条約第287条に基づく管轄権の受諾宣言を行った（para. 3）。同年12月12日、バングラデシュはこれに応じ、同様の管轄権受諾宣言を行った（para. 4）。ところがミャンマーは、2010年1月14日、唐突にも ITLOS の管轄権受諾宣言を撤回する宣言を行った（para. 8）。

ITLOS は、判決 paras. 3-4 で触れた宣言により両国が管轄権を受諾していること、その受諾が仲裁手続の開始時点（2009年12月14日）で有効であったことを確認し（para. 47）、判決主文（1）において、全会一致で、両当事国間の領海、EEZ 並びに大陸棚の海洋境界を画定するための管轄権を有すると判断した。ミャンマーは、200海里外の大陸棚の画定に関する ITLOS の管轄権の行使も争ったが、これは後の検討に回された（para. 50）。

主文（1）は全会一致の評決だが、判事たちの間で一致があったのは管轄権の存在であり、その理由付けではなかったようである⁸⁾。トレベス判事は、判決に付した宣言の中で、本件の裁判管轄権の存在自体は疑われないが、ITLOS はその根拠が相互の合意（特別協定）なのか、バングラデシュの一方的付託（義務的管轄権）なのか、立場を示していないと批判している⁹⁾。ンディアエ判事も個別意見においてこの点を疑問視し、彼は2009年12月13日付のバングラデシュ書簡に基づく義務的管轄権の行使であると結論している¹⁰⁾。この主文（1）と個別意見は、本件判決全体を象徴するように思われる。すなわち、票決は割れないが、推論は必ずしも十分ではなく、肝心な説明は

省略されている、ということである。

ともかく本件手続は、ITLOS で進められることになった。他方、バングラデシュが同時に訴えたインドは、ITLOS への移管を拒否したので、附属書 VII の仲裁手続として進められた。こちらは、手続開始から4年8ヶ月後の2014年7月7日に裁定が下されたが¹¹⁾、本件裁定の検討は、稿を改めて行うことにする。

III 200海里内海域の画定

管轄権の存在を確認したので、ITLOS は領海の画定に進んだ。両当事国は、適用のある法が海洋法条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則であることには合意しているので（para.53）、ITLOS は、領海、EEZ 及び大陸棚の画定に関する本件判決の関連セクションにおいて、海洋法条約第15条、74条及び83条を検討するとした（para.55）。

1 領海

(1) 海洋法条約第15条の合意の存否

バングラデシュは、領海の画定線は既に1974年の合意覚書（para.57に再録）で定められ、2008年の合意覚書（para.58に再録）でも再確認されていると主張したので、ITLOS は画定に進む前にこの問題に取組んだ。バングラデシュによれば、1974/2008年合意覚書は領海の画定線を定めるものであり、海洋法条約第15条にいう合意である（para.60）。さもなくば2008年合意覚書までの30余年の両国の行動から、領海の境界には黙示の又は事実上の合意が存在すると主張した（para.101）。その補強証拠として、同国漁業者と海軍士官の宣誓供述書を提出した。さらに、ミャンマーが合意覚書の効力を2008年時点で否定したのは禁反言（estoppel）にあたるとも主張した（para.120）。

ITLOS は、ほぼ全面的にバングラデシュの主張を斥けて、判決主文（3）において、20対2で、領海の画定に関して、海洋法条約第15条の意味における両当事国間での合意は存在しないとした¹²⁾。その理由として、海洋法条約第15条の合意とは法的に拘束的な合意であり、重要なのは文書の形式や名前ではなく、その法的性質及び内容である（para.89）とした上で、合意覚書は「アドホックの了解」や「包括的な境界条約」の必要性といった将来に関係する言葉を用いていることから、交渉過程で達した条件付きの了解にすぎず、拘束的合意には不十分とした（para.92）。また、カリブ海における領土及び海洋紛争事件（ICJ）判決（以下、ニカラグア対ホンジュラス事件）を引用し「恒常的な海洋境界の設定は極めて重大な事項であり合意は容易に推定され得ない¹³⁾」と述べた（para.95）。

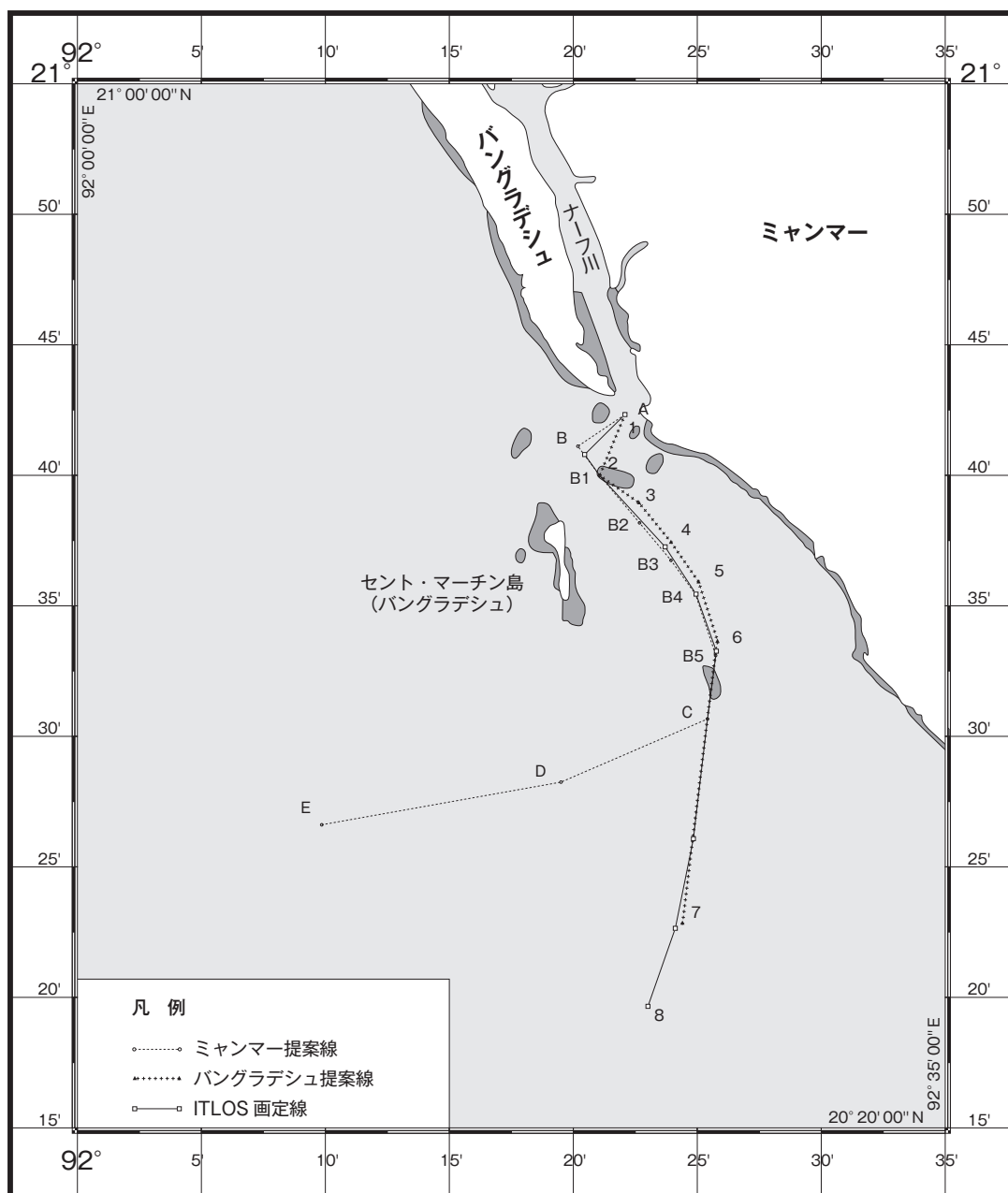
黙示/事実上の合意の存在については、宣誓供述書を証拠として採用せず斥けた。漁業者のそれは単なる私人の見解の表明であり、士官のそれは訴訟結果に利害関係を有する者によるものだからである（paras.113-114）。禁反言の申し立てに対しては、ITLOS は「国がその行動により特定の状況を現実に生み出し及び当該行動に善意で依拠する別の国に損害を生じさせないように行動し又は行動を控えるときに生ずる」（para.124）として禁反言の定義を試みた上で、本件ではバングラデシュの損失が証明されていないとして斥けた（para.125）。

主文（3）に反対意見を表明したのは、ブーゲッタティア判事（アルジェリア）とラッキー判事（ト

リニダード)であった。前者はなんら意見を付さず、後者は主文(1)と(2)以外のすべてに反対票を投じている。ラッキー判事は、特に、1974年合意覚書が文言も明確で文字通り「合意」であり法的拘束力を持つと主張¹⁴⁾、ITLOSの宣誓供述書の取り扱いにも詳細な反対意見を展開したが¹⁵⁾、彼以外に合意覚書の効力について反対した判事はいなかった。

(2) 画定方法与島の取扱い

ITLOSは、既存の合意がないと判断したので、領海の画定に移った。両国は、適用法規が海洋



法条約第15条であること、海洋境界の出発点は1966年に両国（当時はパキスタンとビルマ）で既に定めていることには合意があった（図1のA地点）。争点は、セントマーチン島の取扱いであった。ミャンマーは、同島の位置が自国海岸線から至近にあるため、島に完全効果を与えれば、海岸線の一般的形状に相当な歪みを与えるので、中間線からの逸脱を認める特別事情を構成すると主張した（paras. 131-133）。対照的に、バングラデシュは、同島の両国本土海岸からの近接性（約4.5km）、面積（約8km²）、人口（約7,000人）そして「居住者のニーズの顕著な部分を十分に満たす食糧」生産を含む顕著な経済的役割を強調し、同島が海洋法条約第121条の島であるため完全効果が与えられるべきと訴えた（paras. 141-143）。

判決は、主文（4）において、21対1で、（図1の通り）領海の画定線を引いた¹⁶⁾。この線は特任判事メンサとオックスマンが共同宣言で指摘したように、1974/2008年合意覚書の線と本質的に同じものである¹⁷⁾。すなわち、バングラデシュの提案線にほぼ沿うものであり、セントマーチン島に完全効果を与えた等距離線である。

セントマーチン島に完全効果を与えた理由として、ITLOS は、判例法にも国家実行にも、海洋画定において島に効果を与えることに関する一般規則はなく、各事例の特別な事情に左右される（para. 147）ことを認めた上で、同島は、その規模、人口及び経済活動その他の活動のため顕著な海洋上の特徴（feature）であることを挙げた（para. 151）。ゆえに、海洋法条約第15条の目的上、特別事情として扱うことを正当化したり、両当事国間の領海線の画定を行うに当たり当該島に完全効果を与えることを避けたりするようなやむを得ない理由は存在しないと述べている（para. 152）。

同島が領海画定において完全効果を有することに反対を表明した判事はいなかった。反対票を投じたラッキー判事でさえ、この点には賛成している¹⁸⁾。

なお ITLOS は、領海の画定線はセントマーチン島の領海の円弧がミャンマーの EEZ/ 大陸棚と出会い始める地点8より先には及ばないとした（para. 168）。逆の結論はバングラデシュの領海に対する主権よりも EEZ/ 大陸棚に対するミャンマーの主権的権利と管轄権に重きを置くことになるからである（para. 169）。この傍論は、画定における一方国の領海と他方国の EEZ/ 大陸棚の関係を初めて整理したと評されるが¹⁹⁾、ヴォルフム判事（ドイツ）は、納得はできるが、例外の存否を示して一般原則として定式化しなかったのが残念とする²⁰⁾。

2 EEZ と大陸棚の単一の境界

次に、200海里内の EEZ/ 大陸棚の画定に進む。紛争当事国は共に「単一の境界線」を引くことを求めたので（paras. 179-180）、ITLOS はこれを受け入れた（para. 181）。

適用のある法について、ITLOS は、海洋法条約第74条と第83条を挙げるに止まらず、両条文が ICJ 規程第38条に言及することから慣習国際法も含み、さらに、同条に基づき適用のある法の内容を決定するに当たっては「過去60年間にわたり極めて顕著に発展している事項において、司法的及び仲裁決定と共に慣習法もまた、画定のいずれの過程に適用のある考慮を形成することを助ける特別な役割を演じている²¹⁾」と述べた2006年バルバドス＝トリニダード・トバゴ仲裁決定に納得すると述べ（paras. 182-184）、判例重視の姿勢を鮮明にしている。実際、以下で見るように、そしてヴォルフム判事が宣言で指摘したように²²⁾、200海里内海域の画定に関する ITLOS の判断は、既存の判例、特に直近の ICJ 判決（2009年黒海海洋境界画定事件。以下、黒海事件）を大きく踏

襲するものになっている。

(1) 関連する海岸

ITLOS は、画定方法を明らかにする前に、関連する海岸の特定に進んだ。そうするにあたり ITLOS が冒頭に提示した基準は、黒海事件判決が述べた「海岸又は海岸の前面 (coastal fronts) の投影を通じて、陸地は海を支配するという原則²³⁾」であった (para. 185)。すなわち「画定に

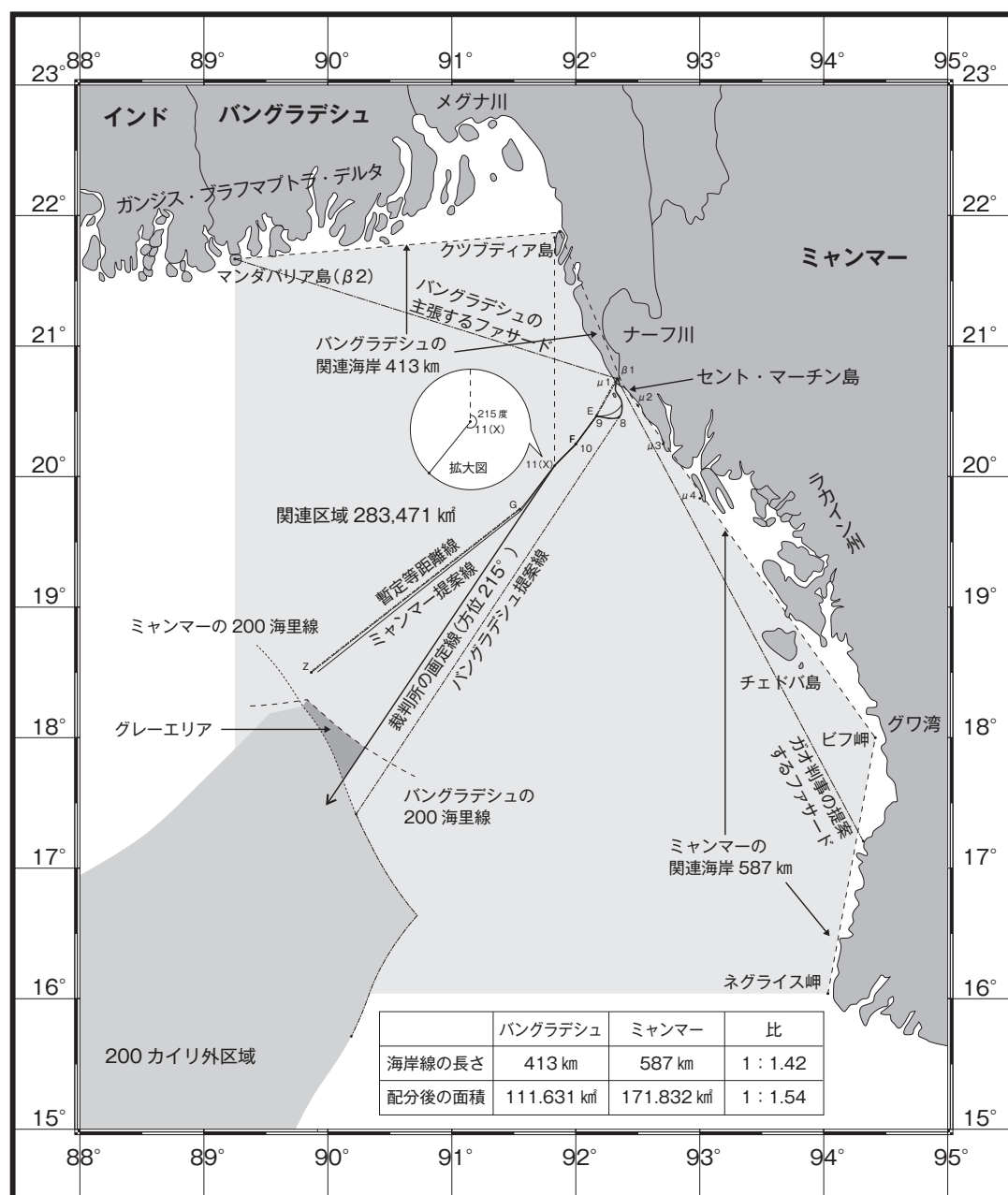


図2 全体の画定線
(判決、判決添付の略図 No.3-9 及びガオ判事個別意見添付の略図等を基に筆者作成)

関連する海岸は、他方国の海岸からの投影と重複する投影を生み出す海岸でなければならない」(para.198)。

これを基準に、ITLOS は、バングラデシュの関連海岸については、ガンジス・ブラフマプトラ・デルタの南側の海岸からクツプディア島までと、同島から両国陸上境界の終点近くの岬までの二つのセクターとした（画定に関連する情報を図2に落とし込んだので参照されたい）。つまり全海岸が関連するとの判断であり、合計で約413kmである（paras.200-202）。ここでは、セントマーチン島は計算されなかった。他方、ミャンマーの関連海岸については、両国陸上境界の終点からピフ岬までと、ピフ岬からネグライス岬までの2つのセクターとし、合計約587kmとした（paras.203-204）。両関連海岸の比は約1対1.42でミャンマーの方が長い（para.205）。

（2）画定の方法

画定方法をめぐり両当事国の意見は分かれた。バングラデシュは、ベンガル湾の二重の凹み（同湾の全体としての凹みと、湾奥部に存在する追加の凹み）及びその海岸の形状と、それが引き起こす切断（cut off）効果を強調して（para.216）、本件では等距離/関連事情方法は衡平な結果を生まないとして強く否定した（paras.208-211）。対案として、同国の主張する関連海岸から算出される角度二等分線による画定を主張した²⁴⁾。ミャンマーは、1969年北海大陸棚事件以来40年にわたる境界画定の判例の発展を強調し（para.218）、等距離/関連事情方式が今や国際法廷の判例により証明された一般的なアプローチであり、例外的状況（本件にはない）がある場合にのみ、他の方法に訴えることができると主張した（paras.220-224）。

ITLOS は、画定方法について、海洋法条約第74条と第83条はそれを特定していないことに留意する（para.225）。しかし、はじめに暫定等距離線として中間線を引き、次に特別な事情が当該線を適合させ又は変更させることを要求するか否かを問うという2段階の画定方式を示した1993年グリーンランドとヤンマイエン間の区域における海洋画定事件まで遡り、それを3段階方式として再整理した直近の黒海事件までの6判例²⁵⁾を検討した上で「等距離/関連事情方式に有利に（in favor of）発展してきている」と留意し「これは画定事件の多数において国際法廷によって採用されてきた方法である」（para.238）と位置づけた。

他方、バングラデシュが提案した角度二等分方式について、ITLOS は、等距離/関連事情方式の対案としてそれに訴えることが可能又は適当ではない場合に、国際法廷は角度二等分方式を適用してきたこと、それは効果において等距離方法と類似する効果があると留意する（para.234）²⁶⁾。しかし、バングラデシュが提案した角度二等分方式については、ITLOS は para.203で決定したように、（バングラデシュがミャンマーの関連海岸を β 1からピフ岬までと主張したのに対し）ミャンマーの関連する海岸がネグライス岬まで及ぶとしたので、結果として生ずる二等分は、バングラデシュの海岸の南側の投影に対して十分な効果を与えないとしてこれを斥けた（para.237）。

こうしてITLOS は、本件画定に適当な方法は、等距離/関連事情方式であると宣言した（para.239）。そして、これを本件に適用するため「最近の判例法において発展された」3段階の画定アプローチに従うとする。すなわち、第1段階で両当事国の海岸の地理と数学的計算に基づいて暫定等距離線を引く。次に第2段階で暫定等距離線の調整を要求するいずれの関連事情が存在するか否かを決定し、存在する場合には衡平な結果を生み出す調整を行う。そして第3段階で、調整を経た線が、関

連海岸の長さの比率と各当事国に割り当てられた関連する海域の比率の間で顕著な不均衡という結果になっているか否かを検討する (para.240)。この3段階方式は、もちろん直近の黒海事件判決が示したものである。

この推論に不満を顕わにするのが、ガオ判事 (中国) である。反対意見で埋め尽くされた個別意見において、彼は、ITLOS が「判例は等距離 / 関連事情方式に有利に発展してきている」と宣言したのに対し、この方式が国家実行で多く採用されていることには留意しつつも、依然として慣習的な義務ではなく、まったく説得的でもなく、判決は予め等距離方法に有利な方に気分と動機が定まっていたような強い印象を受けるとさえ述べる²⁷⁾。さらに彼は、北海大陸棚事件、リビア / マルタ大陸棚事件、ニカラグア対ホンジュラス事件判決を検討し、これらの判決では海岸が顕著に不規則又は顕著な凹凸がある場合に等距離方式は不均衡な帰結を生み出しうると警戒していることを示した上で、ベンガル湾でこの方式を使用するのはまったく適切ではないと指摘した²⁸⁾。

ラッキー判事も、反対意見において、等距離方式の使用を批判した。彼はこの方式が顕著な凹みを持つバングラデシュの海岸に適用されれば切断効果を生むので適切ではないと言う²⁹⁾。彼は、本件では角度二等分方法が適切だとするが、それは実質的には等距離方法の修正版であるとも述べる³⁰⁾。その他の判事で、この点を特に批判した判事はいない。逆に、ネルソン・ラオ・コット判事の共同宣言のように、「今日、等距離 / 関連事情が優先されている (priority is given)」として判決より踏み込んだ言葉で追認した上で、「別の画定方法、たとえば角度二等分方法が検討されるべきなのは、海岸線が不安定であるといった客観的な地理的又は地球物理的理由により無理であるとの説得的な理由がある場合のみである³¹⁾」(彼らは本件にそれが存在しないと考えている) と述べる者すらいた³²⁾。

(3) 暫定等距離線の設定 (第1段階)

ITLOS は、暫定等距離線を引く前に、基点の選別を行った。ミャンマーは、図2に示したように、 β 1-2及び μ 1-3の5点を提案した (para.245)。バングラデシュは、等距離 / 関連事情方式を否定するので基点を特定しなかったが (para.242)、ミャンマーが特定した基点に反対もしなかった (para.263)。ただ、セントマーチン島に基点がない点に反対した (para.257)。

ITLOS はまず、両当事国が示した基点に従う義務はなく、画定のために必要なら独自に基点を設けることができることを確認する (para.264)。その上で、黒海事件に依拠しつつ³³⁾、関連する海岸の物理的な地理を参照することにより基点を選別しなければならないので、セントマーチン島上に基点を設ければミャンマーの海岸からの海側の投影を遮る線になるので画定線に不当な歪みを生む結果となり「司法による地理の書き換え³⁴⁾」になるので、基点から排除するとした (para.265)。ミャンマーが提案した5つの基点については、ITLOS は暫定等距離線を引くための両当事国の海岸上の適当な基点であることに満足するとしてこれらを採用し、さらに暫定等距離線の最終セグメントに適切であるだけ述べて、職権により基点 μ 4を追加した (para.266)。

ITLOS がEEZ / 大陸棚の画定においてセントマーチン島上に基点を設けなかったことは、多くの批判を招いた。また、職権で追加した基点も、その追加理由は明瞭とはいえない。結果として、ITLOS による基点の選別は、合理的な理由が乏しいように思われる。故に批判もここに集中した。たとえば、ヴォルフム判事は、領海の画定で完全効果を与えられた同島が、EEZ と大陸棚では

いかなる関連も与えられていないことは「容易に理解できない」ので「詳細な理由付けが必要」だったと指摘する³⁵⁾。彼は「画定を規律する特徴は、本土なのか島なのか、島の規模や当該海域の面積比、アクセス自由といった要因なのか」を論ずるべきとして、彼自身が考える理由をほのめかしている。また、セントマーチン島に効果を与えるとなぜ不当な歪みとなり得るのか、客観的な根拠は示されなかったとも指摘した³⁶⁾。

ラッキー判事は、本判決が参考にした黒海事件で焦点となったサーペント島と本件のセントマーチン島とでは地理的事情が異なり、後者は有人島で海洋法条約第121条の島であり、特別事情でもないので、領海、大陸棚及びEEZを有する権原があると反論している³⁷⁾。

確かに、ラッキー判事が指摘するように、本件が大きく依拠した黒海事件でのサーペント島と本件のセントマーチン島とでは、地理的事情はもとより島のスペックなど全く性質が異なる。判決は、島の取り扱いについては直近のICJ判決（黒海事件）を踏襲することに合意はあったが、その整合性を十分に詰めることができなかったと推測される³⁸⁾。

研究者による判例評釈でもこの部分に対する批判が多く見られた。パパニコロプスは、そもそもITLOSが暫定等距離線を引く前に基点を選別したことについて、先例（黒海事件判決）の誤解を引き継いでおり、実際には修正された暫定線を引いていると指摘する³⁹⁾。

スコフィールドとテレセツキーは、一定の潜在的に重要な基点を無視することそれ自体が、三段階アプローチの明確性と一貫性を損なうことになる司法による地理の書き換えとなると批判する⁴⁰⁾。対案として、すべての潜在的な基点を含む厳格な等距離線を引き、第2段階で暫定線を調整又は修正すれば、セントマーチン島に効果なしと判断するために厳格な等距離線の調整に導くという。この方が、同じ結果を生み出すが、おそらくより論理的かつエレガントな方法だとする⁴¹⁾。但し、彼らは、セントマーチン島に効果を与えないこと自体は歓迎しており、境界画定において小さな遠隔の島の影響を下げる傾向に沿うものと評価している⁴²⁾。同じく、アンダーソンも、島より本土海岸を優越させるEEZ/大陸棚の画定における一般的傾向を確認するものだと指摘する⁴³⁾。

フランスとベナターは、ITLOSがセントマーチン島を基点から排除したのは、コット判事の著作を確認するものと指摘している⁴⁴⁾。コット判事は同著作の中で、黒海事件判決の基点を分析し、ICJは第1段階で暫定等距離線を引くための基点の選択の際に「幾何学的基準」を超える一定の考慮事項を考慮しており、小さな特徴（feature）又は等距離線の相当な歪みを暗示する特徴（feature）の排除は「幾何学的」な操作（operation）ではないと述べている⁴⁵⁾。

（4）関連事情（第2段階）

次に第2段階に進み、ITLOSは、衡平な解決を達成するために暫定等距離線の調整を要する関連事情が本件に存在するか否かを検討した。バングラデシュは、関連事情を3つ挙げた。すなわち、①自国海岸の二重の凹み（これを考慮しない線は同国の200海里外への権原を切断する）、②セントマーチン島（本土からわずか5海里内に位置）、③ベンガル堆積システム（同国陸塊の地質的な延長が湾全体に広がる）である（paras.276-277）。他方、ミャンマーは、ベンガル湾の海岸線の凹みは認めるが、その効果はバングラデシュが言うほど劇的ではなく、等距離線の調整を要する関連事情は本件には存在しないと反論した（para.288）。

ITLOSは、バングラデシュが主張した①のみを関連事情として認めた。但し、認めたのはベン

ガル湾の凹みそれ自体ではなく、凹みの結果として生ずる切断効果である (para. 292, 297)。②については、ITLOS はまず、EEZ と大陸棚における海洋境界の画定において島に与えられるべき効果は、地理的現実及び特別な事件における事情に左右され、これに関する一般規則は存在しないと留意する (para. 317)。その上で、セントマーチン島は、本件において関連事情とみなされうる重要な特徴であるとしつつも、その位置のために、EEZ と大陸棚の画定において同島に効果を与えることは、画定線の不当な歪みを引き起こしうる方法でミャンマーの海岸からの海側の投影を遮断する線という結果になり得るとして斥けた (paras. 318-319)。③についても、ITLOS は、EEZ/ 大陸棚は海岸の地理に基づき画定されるべきであり、画定される区域の海底の地質や地形学に基づき画定されるものではないという理由で、あっさりと斥けている (para. 322)。

ほとんどの判事は、上記①と③の判断については合意があるようである。しかし、②については議論を提起した。ガオ判事は、セントマーチン島に EEZ/ 大陸棚の画定の目的上いかなる効果も与えないとする判決は「間違いで受け入れられない」と断ずる。なぜなら「もしセントマーチン島がミャンマーの海岸からの海側の投影をブロックする結果になることを認識しているのならば、同じ議論はまさにバングラデシュにとっても当てはまる」ものであり「セントマーチン島の効果を認識しないことは、この重要な沿岸の島から正当な海側の投影を奪う結果になる」からである⁴⁶⁾。もっとも、彼は、セントマーチン島に完全効果を与えるのは行き過ぎで、半分効果を与えることが適当だと考えている⁴⁷⁾。

コット判事は、判決が画定において島に与えられるべき効果に関する一般規則が存在しないと述べたこと (para. 317) には合意するが、それは極めて曖昧な「衡平な解決」基準にのみ基づき行われるべきであるということの意味するのではないと釘を刺した上で、この基準を明らかにしてきた判例法にもっと考慮を払うべきとする。すなわち「適用されるべき主要な基準は、島の社会的及び経済的重要性ではまったくないと思われる。それは島の地理的意義それ自体でも、その規模でも、その地形学上のものでもない。主要な基準は、なによりもまず島の位置である」とする。但し、彼は、ベンガル湾の凹みだけを考慮することで「偶然にも」衡平な解決が達成されたと述べている⁴⁸⁾。

(5) 暫定等距離線の調整

最後に、ITLOS は、先に決定した本件唯一の関連事情—ベンガル湾の凹みが生み出すバングラデシュの海側の投影に対する切断効果—を考慮して、衡平を確保するために暫定等距離線を調整した。ITLOS が目指したのは、黒海事件で ICJ も意識したように、バングラデシュの海岸の海側の投影を切断せず、またミャンマーの海岸の海側の投影も切断しないよう「合理的かつ相互に均衡のとれた方法で、海上の権原という点でその効果を生み出す⁴⁹⁾」ことを可能にする線であった。

その調整方法として、ITLOS は、バルバドス＝トリニダード・トバゴ仲裁決定に着想を得ている。まず、同決定が、調整方法には「魔法の公式は存在しない⁵⁰⁾」と述べたことに留意した上で (para. 327)、関連事情が提案する地点で曲げられ (deflected)、その方向は事情に照らして決定したことを想起する (para. 328)。こうして ITLOS は、関連事情から暗示される地点、すなわちバングラデシュの海側の投影の切断効果が始まる地点 (図2の地点 11 (X)) で暫定等距離線を曲げるという調整を行った (paras. 329 and 331)。

曲げた方向について、ITLOS は、いずれの説得的な暫定等距離線の調整の方向も、測地方位 215

度で測地線が出発するというもので大きく違いは無いと断言するが、驚くことになぜ215度なのか理由は述べていない。ただ「この測地方位の角度を顕著に移動させると、どちらかの当事国の海岸からの投影に対して切断効果を与えうる」とのみ、付け加えている（para. 334）。こうして判決主文(5)は、21対1で、(図2の通り、200海里内の EEZ/ 大陸棚の) 単一の境界線を引いた⁵¹⁾。

ITLOS にとってみれば、本件の線引きは、215度線（角度二等分線）を使用したのではなく、あくまで等距離 / 関連事情方式で線を引く中で、調整のために215度線を使用したという理解のようである。特任判事メンサとオックスマンの共同宣言は、まさにその立場であり、215度の線は等距離線が生む切断効果に衡平な解決を提供すると擁護している⁵²⁾。

しかし、そもそもなぜ215度かの理由付けはなされなかったのだろうか。ヴォルフム判事は、測地方位215度は、ITLOS が拒否した（paras. 234-237）方法である角度二等分方法に基づき、バングラデシュが引いた線であったことに留意すべきだったと批判する⁵³⁾。しかし ITLOS はむしろ逆に、コット判事が指摘するように、方位215度がバングラデシュの角度二等分線と如何に無関係であるかの説明を試みている⁵⁴⁾。すなわち、使用された関連海岸の長さはバングラデシュが算出した長さと同じではないこと（para. 237）、調整された線が異なる地点から（判決は地点11（X）から。バングラデシュ提案は地点β1から）出発していることである（para. 329）。コット判事はまた、このように調整された等距離線の5分の4が暫定等距離線ではなく215度線になっていることから、等距離 / 関連事情方法が削減しようとした主観性と予見不可能性の要素を補強しているとの批判を行っている⁵⁵⁾。

この「調整」を徹底的に批判したのが、ガオ判事である。彼は、ITLOS による暫定線の調整は、明白に主観的な決定に基づいて行われた操作であり、その規模と程度は過剰かつ先例のないものと批判する。最終的に引かれた線は等距離ではなくむしろ二等分線であり、さらに悪いことに判決はそれを意図的ではないにせよ、完全に沈黙したと批判する。したがって、本件調整は「魚に羽を与えてそれを鳥と呼ぶもの」であり、もし等距離方法が凹んだ海岸という特別な地理であるが故に適usedされるべきではないという事件が世界に存在するなら、それは本件に違いないと結んでいる⁵⁶⁾。

もっとも、批判を展開したいずれの判事も、結果として引かれた画定線の衡平性は問題視していないことは注目される。ガオ判事は、角度二等分方法が衡平な解決に達するため本件において適用されるべき最も適当な方法であると述べ⁵⁷⁾、ラッキー判事も、判決が暫定等距離線の調整として算定根拠を示さず角度二等分線を使用したのは恣意的だと批判するも、関連海岸と基点を明らかにして算定根拠を明らかにした角度二等分線ならば本件にふさわしいと述べている⁵⁸⁾。

なお ITLOS は、単一の海洋境界の画定の第三段階である均衡性のテストは、次に見る200海里外の大陸棚の境界を画定した後に先送りしている。

IV 200海里外海域の画定

200海里外海域の画定に入る前に、両当事国の延長大陸棚の申請動向について簡単に触れておく必要があるだろう。ミャンマーは、本件手続開始前の2008年12月16日に、大陸棚限界委員会（以下、CLCS）に対し申請を行っていた⁵⁹⁾。この申請について、スリランカ⁶⁰⁾、インド⁶¹⁾ 及びケニア⁶²⁾ は、CLCS が本件申請を検討することに同意する口上書を提出したが、バングラデシュは、2009年7月、ベンガル湾の境界画定が CLCS 手続規則附属書 I 第5項（a）に基づく「紛争」であるため

同意しない旨の口上書を提出したので⁶³⁾、CLCS はミャンマーによる申請の検討を先送りにしていた。他方、バングラデシュは、本件手続開始から1年以上経った2011年2月25日に申請を行っている⁶⁴⁾。これに対して、ミャンマー⁶⁵⁾ は、CLCS 手続規則附属書 I 第5項に関連する全ての権利を留保する旨の口上書を、また、インド⁶⁶⁾ は、バングラデシュによる大陸棚延長申請はインドとバングラデシュとの間の海洋境界画定に影響するものではない旨の口上書を提出していた。

ミャンマーにとれば、本件訴訟はバングラデシュの言う「紛争」を解決し、CLCS による検討を再開させる好機であるが、あくまで ITLOS が画定すべきは200海里内のみで、それ以遠の画定は CLCS の勧告を得てからとの戦術をとった。同国は、等距離線で画定されれば、バングラデシュの大陸棚は200海里外には及ばないと考えていた。他方、バングラデシュは、200海里内外の画定について ITLOS の管轄権行使を肯定し、また CLCS の勧告を前置する必要はないとの戦術をとった。同国は、ミャンマーの陸塊の自然の延長は200海里外には及ばないと考えていた。こうした背景で、ITLOS は、画定を行う前に、200海里外の大陸棚を画定する管轄権を有するか否かを明らかにする必要があった。

1 延長大陸棚

(1) 管轄権

ミャンマーは、ITLOS が200海里外の大陸棚を含む大陸棚の画定の管轄権を持つこと自体は争わなかったが、それを行使することの妥当性 (advisability) を争った (para. 342)。その理由としてミャンマーは、バングラデシュの大陸棚は200海里の限界に到達していないこと (para. 343)、もし ITLOS が画定を行えば第三国の権利及び国際海底区域に関する権利に予断を与えうること (para. 344)、そして現在申請中の CLCS による限界設定の後でなければ、ITLOS は仮定に基づき画定を行うことになることを挙げた (para. 345)。ミャンマーは、主張の補強として、CLCS が200海里外の大陸棚に関して両国に勧告を行っていないことを理由に画定を斥けた例としてニカラグア対ホンジュラス事件判決を援用した (para. 347)。

ITLOS は、まず管轄権の存否について簡潔に検討した。海洋法条約第76条、第77条そして第83条は200海里内外の大陸棚を区別しておらず、判例⁶⁷⁾ も法律上も、単一の大陸棚のみが存在するという意見であるとして、(200海里内海域で管轄権ありとしたので) 管轄権を有すると結論した (para. 363)。

次に、管轄権行使の可否について、ITLOS はミャンマーの主張をことごとく斥けた。まず、バングラデシュの大陸棚が200海里に到達することは、para. 339で確認済みとした (para. 365)。200海里外の大陸棚の画定が第三国の権利を侵害する可能性については、ITLOS の決定は「特定の紛争に関する両当事国間を除いて拘束的ではない」(ITLOS 規程第33条2項) ので問題とならず、また画定線の終点は「第三国の権利が影響を受けうる区域に到達するまで続くものとして詳細な終点を示さず決定することができることは確立した実行」(para. 367) とした。国際海底区域の権利侵害の可能性については「本件画定に服する200海里区域外の大陸棚は、深海底からかなり離れて位置する」ので「画定線を引いても国際社会の権利を害しない」(para. 368) としてこれも斥けた。

最も関心を集めたのは、ITLOS の画定は CLCS の勧告を待たねばならないかであった。まず ITLOS は「海域の外側の限界が設定されていないことは当該海域の画定を排除しない」(para. 370)

こと、海洋法条約は実施のために諸機関を設けるが、それらの活動は一貫しかつ効果的な条約の実施を確保するために「相互に補完的」(para. 373)であることを前提として確認する。その上で、第83条に基づく大陸棚の画定(delimitation)と、第76条に基づく大陸棚の外側の限界の設定(delineation)は明確に区別され、前者は裁判機関が、後者はCLCSが担い、ITLOSによる大陸棚の画定がCLCSの任務遂行を妨げるとする規則、実行は存在しないので(paras. 376-377)⁶⁸⁾、ITLOSの画定はCLCSの任務に影響を及ぼさないと結論した(para. 379)。こうして判決は、主文(2)において、21対1で、大陸棚に関するITLOSの管轄権には200海里を超える大陸棚の画定を含むと判断した⁶⁹⁾。

なお、ITLOSは、200海里を超える大陸棚に関する紛争に対して管轄権を行使しないと決定すれば、長期にわたる紛争を解決しないだけでなく、海洋法条約の効果的な運用をもたらし得ないと言う(para. 391)。そして、まさにミャンマーの大陸棚延長申請が先送りされている現状に鑑み、この行き詰まりを解決しないことは、海洋法条約の趣旨及び目的に反しうる(para. 392)。このように、ITLOSは積極的に解決するべきとの姿勢を鮮明にした。

ITLOSによる画定が先かCLCSによる限界設定が先かの議論は、判決以前より対立を見ていた。本件訴訟でミャンマー側顧問をつとめたクノイ（フェロー諸島外務省法律顧問）は、2010年に公表した論文の中で、CLCSによる限界設定は、ITLOSによる画定の前提条件であるとの論陣を張っていた。彼が補強証拠として援用したのはニカラグア対ホンジュラス事件判決であり「画定線は200海里外とみなされてはならない。それは第76条に基づきCLCSの審査に服する」と判示したことこそが海洋法条約に整合し、ITLOSがそのような申立を受ければ大陸棚外側の限界設定手続に干渉し、大陸棚に対する沿岸国の固有の権利に干渉すると主張していた⁷⁰⁾。まさに本件でミャンマーが採用した主張である。

これに対して、クウィアトコウスカは、2011年12月の講演において、クノイの主張には根拠がなく、海洋法条約第76条10項は境界画定がCLCSによる限界設定に影響を及ぼすものではないと反論している⁷¹⁾。彼女は、本件判決後に公表した論文でもこの主張を繰り返し「海洋法条約のどの規定にも、CLCSが先だとは書いていない」ので「CLCSの関与は、事前に又は平行して若しくは事後に」可能であると指摘している⁷²⁾。

また、本件訴訟でバングラデシュ側のジュニアカウンセルをつとめたマグナッソン（レイキャビク大講師）は、判決後に公表した論文でクノイの主張に詳細に反論し、沿岸国は関連区域に対する権原の証明を要するが、海洋法条約の規定も、実行上も、限界設定と画定の順序は自由に選択できることを認めていると主張した⁷³⁾。また、クノイが援用する判決は、当事国が200海里外大陸棚の画定を求めているので、ICJが限界設定を画定に先ずるものと判断したように読むべきでないと反論する⁷⁴⁾。彼は、本件ベンガル湾事件判決では、ITLOSは当事国双方がCLCSに本申請により自国権原の存在を証明したので十分と考えている⁷⁵⁾。

しかしながら、問題はそこまでクリアではないようにも思われる。たしかにITLOSとCLCSの関係は相互補完的であるべきで、国家実行と海洋法条約の条文からはCLCSの勧告を画定に前置すべきとまでは解せない。しかし、マグナッソンがいみじくも留保するように「沿岸国は関連区域に対する権原の証明を要する」のであって、この点がクリアされなければ、この理屈は成り立たないだろう⁷⁶⁾。主文(2)にただ一人反対票を投じたンディアエ判事が懸念したのはまさにこの点である。

彼は、本判決が200海里外の大陸棚に対するバングラデシュとミャンマーの精確な権原を決定することに成功していないことは大きな欠点だと言う⁷⁷⁾。曰く、本件において両当事国は、互いに他方が200海里外に大陸棚の権原を有しないと主張していたので、当事国の観点からは画定の問題は生じない。その結果、ITLOS は権原の重複を「推測」するしかなくなる⁷⁸⁾。それゆえ、ンディアエ判事は、ITLOS は画定を行う前に、CLCS に対してミャンマーの申請の検討停止を解除するべく、締約国会議議長と CLCS 委員長に通告すべきであったと結論する⁷⁹⁾。

この文脈で、本判決の評釈を行ったチャーチルは、本件は良いとしても、将来200海里外大陸棚の画定は「より慎重に進めるべき」と警告する。なぜなら、関係国の200海里外大陸棚の権原重複の有無は明白ではない場合もあり、それを判断する装備のない裁判所が、複雑な地質学・地球物理学の事案を判断すべきでないと指摘する。この場合、彼は「外交努力を倍増させることで対処すべき」と主張している⁸⁰⁾。

以上より、ITLOS の画定と CLCS の限界設定は順不同という本件判決の判断は、いかなる状況においても当てはまるわけではなく、それはあくまで関係国の200海里外大陸棚への権原が（CLCS への本申請等を通じて）明らかな状況に限定されるものと見るべきであろう。

(2) 権原と画定

200海里外大陸棚の画定を行う管轄権が確認されたので、画定に進んだ。ITLOS は、冒頭、「画定は権原の重複する区域を前提とする」(para. 397) と述べ、その第一歩として、本件において両当事国の権原を決定することができるか及び決定すべきか否かという問題に取り組んだ。両当事国は、ともに他方が200海里外に権原を持たないと主張した。ミャンマーは、この問題は ITLOS ではなく CLCS の権限内の問題であると争った (para. 400)。

ITLOS は、この問題を解決する手順を示し、①両当事国の200海里外の大陸棚の権原は決定可能か/決定すべきか、②権原に関する両当事国の立場、③自然延長と大陸縁辺部の意味と両者の関係を検討した上で、④権原の決定を行い、⑤画定を行うとした (para. 401)。

①について、まず ITLOS は、200海里外の大陸棚の限界 (outer limits) と権原 (entitlement) とを区別する必要があるとする。前者は、沿岸国のみが設定可能で (海洋法条約第76条8項)、CLCS の勧告を得れば対抗力を有するのに対し、後者の根拠は「陸地領土に対する主権の存在」のみで足り (海洋法条約第77条3項)、外部大陸棚の設定は不要であると整理する。そえゆえ、200海里外の大陸棚の外側の限界が定められていないことは、ITLOS が大陸棚の権原の存在を決定すること、そして関係当事国間で大陸棚を画定することを慎まなければならないことを意味しないとした (paras. 406-410)。

次に、ITLOS は、(大陸棚の権原について定める) 第76条は、法と科学の要素を含み、適切な解釈及び適用にはその双方の専門性を要するということに留意する。そのうち CLCS は、科学・技術的側面を検討することを海洋法条約から委ねられ、ITLOS は第76条を含む海洋法条約の解釈適用を行うことができる。その際、ITLOS は、争われていない科学的資料を扱うか又は専門家に頼ることが求められるが (para. 411)、本件で両当事国は、ベンガル湾の海底及びその下の科学的側面で見解は異ならず、地理的及び地形学的なデータには合意がある。意見が異なるのは第76条の解釈、特に同1項 (自然の延長) の意味、そして同項と4項 (大陸縁辺部の外縁を沿岸国が定めること)

の関係についてである（para.412）。以上より、200海里を超える大陸棚に対する両当事国の権原に関する問題は、性質において専ら法的である問題を提起するので、ITLOS は、本件において両当事国の権原を決定することができ、そしてそうすべきであるとした（para.413）。

②に進み、ITLOS はここで、200海里外大陸棚の権原の根拠についての両当事国の見解を整理する。まず、両当事国は互いに自国のみが200海里外の大陸棚の全区域に対して権原を有すると主張していることを再確認する。バングラデシュは、200海里外の大陸棚に対する自国の権原の根拠は同国陸地領土の自然の延長であるとし、ミャンマーの陸塊と200海里外の海底の間には「根本的な不連続」があると主張した（paras.416-417）。ミャンマーは、このバングラデシュの証拠に対して科学的観点からは矛盾はないとしつつ、ミャンマーの海岸の前にある地質学的不連続は、本件では無関係であると強調した。すなわち、沿岸国が200海里外の大陸棚に対して権原を有することは「自然の地質学的延長という基準」には依存せず、当該権原を決定するのは、大陸縁辺部の物理的な範囲であり、いわば海洋法条約第76条4項に従って特定されるその外縁であるからである（para.420）。つまり200海里外大陸棚の権原の根拠として、バングラデシュは「自然延長」を、ミャンマーは「大陸縁辺部」を主張した。

それゆえ ITLOS は、次に③の自然延長と大陸縁辺部の意味と関係の検討に進んだ。ITLOS は、沿岸国の大陸棚は、第76条1項に基づき、外縁が存在する場所に依拠して、大陸縁辺部の外縁又は200海里の距離までのいずれかまで延びることができ、「自然の延長」という用語は本項で言及されるが、「大陸縁辺部の外縁」という観念は大陸棚の範囲を決定するに当たり不可欠な要素であることは文言からも明らかだとする（para.429）。その外縁は特に同4項に詳述され、これを適用すれば精確な外縁を特定できるが（para.431）、対照的に同1項の「自然の延長」は定義が綿密化されていない（para.432）。このように、第76条1項及び4項に基づく自然の延長及び大陸縁辺部という観念は密接に関係し、それらは同一の区域を参照するものである（para.434）。ゆえに、第76条1項の言及する自然の延長が、沿岸国が200海里外の大陸棚に対して権原を得るために満たさねばならない個別かつ独立した基準を構成するというものを受け入れるのは困難と判断した（para.435）。

さらに ITLOS は、第76条4項の解釈について、200海里外の権原の存在を決定するために同項に基づき CLCS により適用される「従物性の基準（test of appurtenance）⁸¹⁾」を参照し、第76条1項の自然の延長は、後の諸規定に照らして理解されるとする（para.436）。

以上より、ITLOS は、200海里を超える大陸棚に対する権原は、第76条4項に従って確認されるように、大陸縁辺部の外縁を参照することによって決定されるべきと結論した。さらに「第76条の条文又はその趣旨及び目的によっても、それ以外の解釈は保証されない」と念を押している（para.437）。

以上の検討をふまえ、④の権原の決定に進んだ。ITLOS は、ベンガル湾が第三次国連海洋法会議の交渉過程でも知られたように独特な状況を示すということ、そして訴訟手続中にバングラデシュが提出した専門家の報告書を引用して、ベンガル湾の海床は数千年以上に渡りベンガル湾に蓄積したヒマラヤ山脈やチベット高原に由来する深さ約14km から22km もの分厚い堆積層によって覆われていることに着目する（para.444）。それゆえ ITLOS は、ミャンマーの海岸から200海里を超える区域まで伸びる堆積岩の連続的かつ相当な層が存在することを確信したので、両国の権原は重

複するとの結論に至った (para. 449)。

こうして権原の重複が確認されたので、⑤の画定に進む。最初に、適用のある法と画定方法が検討された。ITLOS は、両国が200海里の内外で画定方法に区別を設ける意図を持たないことを確認した上で、ITLOS は海洋法条約第83条が200海里内外の大陸棚の画定に等しく適用され、また等距離 / 関連事情方式が200海里外の大陸棚の画定にも引き続き適用されると判断した (paras. 450-455)。

次に ITLOS は、関連事情の検討に進んだ。バングラデシュは、ここでも自然延長を強調した。すなわち、200海里外の権原は完全に自然の延長に依拠するので、海底及びその下の地質学及び地形学が関連事情に含まれるとした。バングラデシュによれば、ミャンマーは、せいぜい自国の陸海と外部大陸棚の間の地形学的連続性のみを享受する。その場合、海洋法条約第83条に整合する衡平な画定は、バングラデシュがベンガル湾に向けて最も多くの自然の延長を有する (has the most natural prolongation) という事実、そしてミャンマーは200海里を越える自然の延長をほとんど又は全く有さないという事実を必ず完全に考慮しなければならないと主張した (para. 457)。もちろんバングラデシュは、200海里内で関連事情と認定された同国海岸の凹みが生み出す切断効果への配慮も要求している (para. 458)。他方ミャンマーは、バングラデシュの大陸棚が200海里外に延びないという立場に立つため、関連事情に関する主張は行わなかった (para. 459)。

ITLOS は、この問題を簡潔に片付けた。すなわち、自然の延長は権原の不可欠な根拠ではないので、バングラデシュが言う「最も多くの自然の延長」は本件では無関係として斥け、海洋法条約第76条の諸規定、特に4項の文脈で解釈すべきとした (para. 460)。

こうして ITLOS は、バングラデシュの海岸の凹みのみを関連事情と認定し、200海里外でもこの関連事情が継続して効果を持つとした (para. 461)。その結果、主文 (6) は、19対3で、海洋の境界は、第三国の権利が影響を受ける区域に到達するまで、地点11から方位215度で進むとした⁸²⁾。つまり、200海里内で引いた画定線を、そのまま第三国の権利が影響を受ける区域に到達するまで延長させたのである⁸³⁾。主文 (6) は、本件の票決で最も大きく割れた項目であるが、それでも反対が3票にとどまったことは注目に値する。

反対票を投じた3名の判事のうち、最も痛烈な批判を書いたのが、ガオ判事である。彼は、特に、ITLOS による自然延長の取り扱いに反発した。曰く、海洋法条約第76条の解釈として、大陸棚の定義の根本は、判決の言う1項と4項ではなく1項と3項である⁸⁴⁾。また、200海里外の大陸棚に対する権原は、大陸縁辺部の外縁を参照することで決定されるべきとする解釈は、大陸縁辺部を権原の個別かつ独立した基準とするので正しい解釈ではないと断じた⁸⁵⁾。その上で、彼は「自らの確固たる見解」として、自然の延長は少なくとも200海里外の大陸棚に関する限りで他のすべての要因に優越し、大陸棚に対する法的権原は地理及び地質のみに基づくと強調した。さもなくば、沿岸国の管轄権が、その陸塊から350海里も離れた大陸縁辺部の外縁まで、地理的及び地質的な連続性なしに、どのようにしてそこまで遠くに跳躍できるのか困惑させるであろうと付け加えた⁸⁶⁾。

同じく反対票を投じたラッキー判事は、自然の延長の意味について、これは独立して考慮されるものではなく、陸塊が大陸縁辺部の外縁まで継続しているか否かを証明することが重要であり、またそれは地理的、科学的用語であるため、訴訟手続中に提出されたベンガル湾の地質学の専門家の報告書に記される地質学的事実に依拠することを主張した。但し彼は、両当事国が200海里外の大

陸棚に対する権原を持つと結論している⁸⁷⁾。

ンディアエ判事も反対票を投じたが、自然延長の議論は特に提起していない。彼は、主文（2）— ITLOS が200海里外大陸棚を画定する管轄権を持つと判断した— に唯一反対した判事として、そもそも本件画定は200海里内で終了するのが常識的⁸⁸⁾との立場である。

判例評釈を行ったスコフィールドとテレセツキーは、ITLOS による自然延長の取り扱いについて批判している。曰く、歯切れ良い解決だが、ITLOS 自ら第三次国連海洋法会議でベンガル湾が独特な状況と認識されたことを踏まえていることに照らせば、特に大陸棚の権原の根拠としての自然延長の役割は、不整合で過度な単純化であり、延長大陸棚の画定には地球物理的な要因に重みを与えるべきであったと指摘している⁸⁹⁾。また、フランクスとベナターは、判決はなぜ自然の延長が—たとえその地球物理学的な意味を減じられたとしても—外部大陸棚の権利に対する権原の唯一の法的根拠を依然として形成しているのか、画定に関しては何ら役割を担わないのかを説明していないと疑問を提起している⁹⁰⁾。

実は、主文（6）の結論に至るまでの推論（paras. 395–460）において、ITLOS は一度も国家実行や判例に言及せず、ほぼ条文解釈のみで結論を導いている。たしかに、直接関連する実行や判例は乏しいが、それでも判断の中心となった自然延長の観念については、1969年北海大陸棚事件以降の長い積み重ねがあるのであって、それにまったく言及しなかったことはやや不自然である。また、本件判決が200海里外の大陸棚の権原の根拠として自然延長の役割を著しく低下させて大陸縁辺部を柱に据えたことに伴う不都合は生じないのか、CLCS の実行との整合性とあわせて検証する必要があったのではないだろうか。

2 グレー・エリア

ITLOS による200海里外大陸棚の画定の結果、ITLOS が「グレー・エリア」と呼ぶ、バングラデシュの海岸から200海里を越えて位置するが、ミャンマーの海岸からは200海里以内であるものの、画定線のバングラデシュ側にあるという限定的な規模の区域を生み出した（para. 463）。グレー・エリアの海底はバングラデシュの大陸棚で、上部水域はミャンマーのEEZである。面積は約1,100 km²と推定され⁹¹⁾、沖縄本島ほどの大きさである。

ここでの問題は、なによりも両当事国がグレー・エリアの設定には否定的であったことであろう（paras. 465–470）。だからこそ ITLOS は、グレー・エリアにおける関係国の権利義務関係を詳細に述べている。特に、海洋法条約第56条、58条及び79条の諸規定及び他の諸規定に反映される原則に従い、各沿岸国は他国の権利義務に妥当な考慮を払って権利を行使し義務を履行しなければならないと定式化した（para. 475）。これは、国際裁判所がグレー・エリアの地位に関して述べた初のケースと評される⁹²⁾。もっとも、ITLOS は、ここでの義務履行のために両当事国に協力を促すに止まり、適当な措置を決定するのは両当事国であるとして、グレー・エリアの運用は両当事国に委ねている（para. 476）。

グレー・エリアの設定に反する意見を書いたのはラッキー判事のみである。彼は、両当事国が ITLOS に単一線での画定を求めたことを想起すれば、「失敗」だったと厳しく断じている⁹³⁾。彼自身は、EEZ の制度と大陸棚の制度では後者が先行するので優越する制度であるとして、グレー・エリアをバングラデシュに割り当てる方法を提案した⁹⁴⁾。

スコフィールドとテレセツキーは、判例評釈の中で、ITLOS がグレー・エリアで解決を図ったことは「過度に楽観的」であり、結局両当事国は、何年もの外交努力にも拘わらず海洋境界の画定に対する相違を解決できないことを証明したと厳しく批判する。なぜなら、究極的には両当事国はその海洋紛争を海洋法裁判所により最終的かつ拘束的に解決する期待にも拘わらず、交渉のテーブルに引き戻されることになるからである⁹⁵⁾。

たしかに、両当事国が単一線を求めたのに ITLOS がグレー・エリアを設けたのは、ある意味「裏切り」であるばかりか、さらに別の問題も生んでいる。このエリア一帯は、未画定の第三国（インド）の EEZ や大陸棚、三カ国の延長大陸棚、公海など様々な地位を持つ海域が隣接する海域になる。実際に運用を行うためには、将来的にはインドを取り込んでさらに複雑な交渉を行う必要があるからである。

3 不均衡性のテスト

最後に、(para. 240で整理された)画定の第三段階である不均衡性のテストが行われた。ITLOS は、まずこのテストに数学的精確性は要求されないことに留意し (para. 477)、テストを行うために関連する区域を検討した。当事国は、①南西セクションの範囲（ミャンマー・ラカイン海岸のビフ岬までか、さらに南のネグライス岬までに及ぶ海域か）、②北西セクションの範囲（第三国のインドの海域を含むか）について不一致を見ていた (paras. 478-488)。

ITLOS は、①については、関連海岸の決定の際、ネグライス岬までを含むとしているので、南の限界はネグライス岬から西向きに平行線により示されるとした (para. 491)。

②について、ITLOS はまず、両当事国に配分された区域に関するいずれの不均衡性を決定する目的上、関連する区域は本件当事国の権原の重複に服する海域を含むべきであるとした上で (para. 493)、第三国が同じ海域を主張することができるという事実は、不均衡性のテストの目的上、関連する海域に含めることを妨げず、このことは決して第三国の権利に影響を及ぼすものではないと述べた。その結果、関連区域の西の限界は、地点β2から十分南方に引かれた直線によって示されるとした (para. 495)。関連区域の面積は、約283,471km²となる (para. 496)。

既に ITLOS は、バングラデシュの関連海岸の長さは約413km (para. 202)、ミャンマーの関連海岸は約587km (para. 204)、その比は約1:1.42でミャンマーが長い (para. 205) と計算していた (para. 498)。本件画定の結果、両国に配分された海域は、バングラデシュが約111,631km²、ミャンマーが約171,832km²であった。面積比は約1:1.54となり、ミャンマーの方が大きい。ITLOS は、顕著な不均衡はないと判断し (para. 499)、調整は行わなかった。

この不均衡のテストは、黒海事件が既存の判例を基に新たに整理した境界画定の三段階方式を踏襲するものである。この手順は、2012年領土・海洋紛争事件（ニカラグア対コロンビア）(ICJ) 判決でも採用されており、今後の海洋境界画定における標準になる可能性を秘めているが、問題がないわけではない。

たとえば、ヴォルフム判事は、第2、3段階はいずれも等距離線の調整を行う結果になるため、不均衡テストを独立の段階とすることに疑問を挟んでいる。また彼は、均衡性に関する考慮には、現在よりも広範な要素を含めるよう拡大すべきと提案している⁹⁶⁾。

ガオ判事は、判決が200海里外の大陸棚の画定については第2、3段階のテストを行なっておらず、

その理由も説明していないとする。ゆえに、この200海里外の大陸棚の画定線が、均衡性のテストの要請を満たすことができるのか否か又はそれが衡平な解決を構成するのか否かに関しては誰も分からないと批判している⁹⁷⁾。

V むすびにかえて―判決の評価及び判決後の若干の動向―

本判決を通じて、ITLOS は、ICJ よりも短期間で、仲裁裁判よりも安い費用で⁹⁸⁾、ICJ と仲裁裁判が長年積み上げてきた判例を尊重して審理を行い、判事はほぼ全員が衡平と認める信頼性のある判決を下すことができることを（国際社会に、そして ITLOS による国際法の断片化を懸念した人々に⁹⁹⁾）アピールすることに成功した。海洋開発をめぐる国際競争が激化する中、迅速かつ安価で予見可能な安定した境界画定を求める海洋法条約の締約国（特に開発途上国）にとり、ITLOS は今後興味深い選択肢となると予想される。

しかしながら、本判決は、おそらくはそうしたアピールと引き替えに、推論の説得力を犠牲にしているように思われる。詳細は上で論じたが、顕著な例としては、① EEZ/ 大陸棚の画定方法をめぐり、判例を踏まえ「等距離 / 関連事情方式」の優勢を宣言して線を引いたが、調整後の画定線は

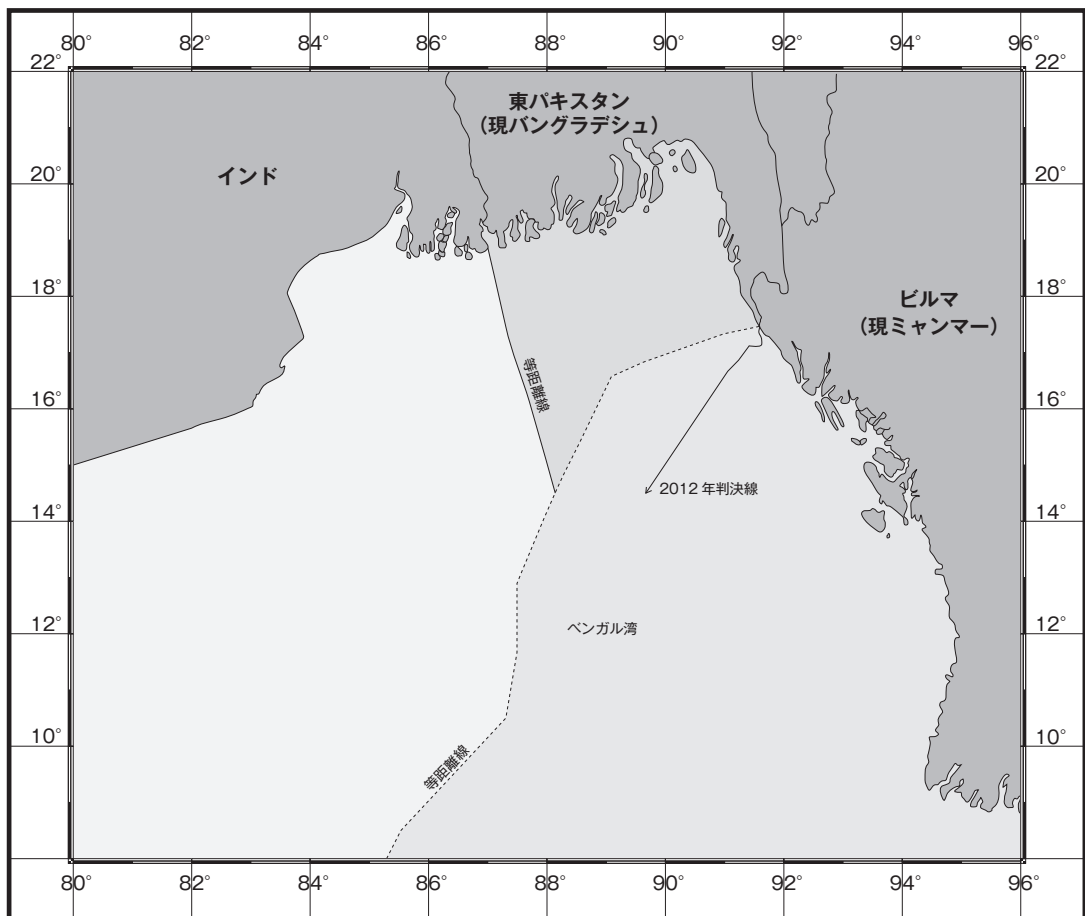
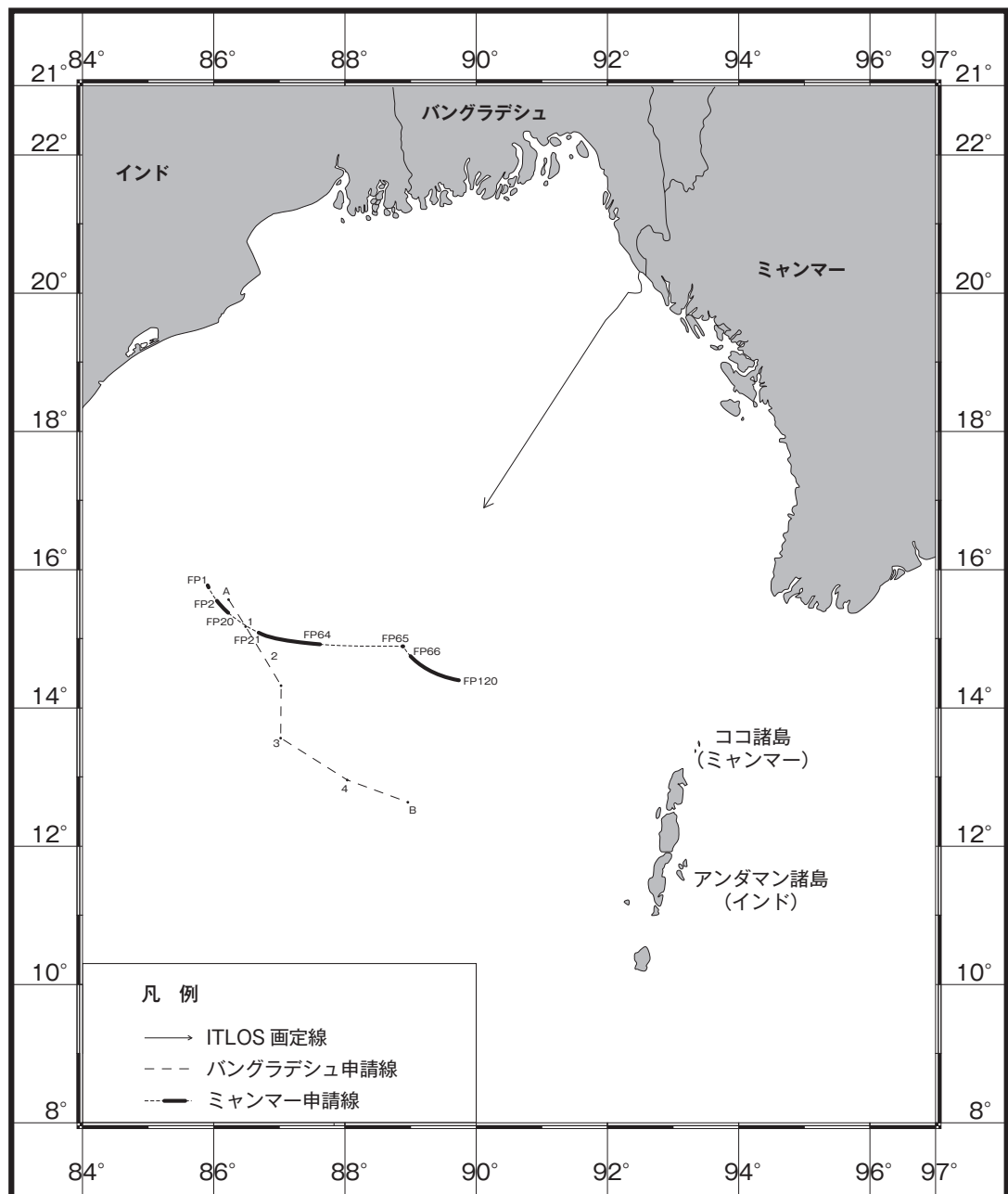


図3 北海大陸棚事件で西ドイツが提示した図に本判決画定線を落とし込んだ図
(*Memorial of Bangladesh*, Volume I (1 July 2010), p.4, figure 1.2. を基に筆者作成)

実質的に角度二等分線であり、その角度の由来は示されなかったこと、②島の取り扱いをめくり、直近の ICJ（黒海海洋境界画定事件）に大きく依拠したが、明示に海洋法条約第121条の島として領海の画定では完全効果を与えられた島が EEZ/大陸棚の画定では基点としても関連事情としても排除されたが、その理由は示されなかったこと、そして③200海里外の大陸棚権原の根拠をめくり、自然延長の役割を減じて大陸縁辺部を優位させたが、判例や実行にはまったく触れずに結論したことなどを挙げることができるだろう。もちろん推測の域を出るものではないが、誇張を恐れず言え



ば、①と②は判例遵守をアピールするあまり、先例を無批判に踏襲した結果であり、逆に③は、先例批判を避けるために、あえて言及を避けた結果ではないだろうか。

また、こうした判断を促した背景には、22名もの判事の意見を可能な限り集約させ、票決を大きく割らせないことで、安定感をアピールするという台所事情も影響したと思われる。努力は実り、反対票は最大で3票にとどまり、主文の6項目はいずれも揺るぎない圧倒的多数で採択されている。判例評釈の多くはこの点を評価している。但し、それを可能にしたのは、推論を簡潔にし、意見の分かれる詳細には触れず、踏み込んだ解釈を行わない「安全運転」であった。そのもどかしさは、ヴォルフム判事が代弁している。短編ながら最も含蓄に富む彼の宣言は、本判決が示した諸原則をさらに論じて、「一般化」させる努力が不足していることを繰り返し批判している。このように判決を読めば、最終的な画定線は衡平だが、推論にはやや注意が必要であるという評価を下さざるをえない。

ところで、本件訴訟の勝者は誰か。判決を受けた両国の反応を比較すれば、バングラデシュであることは間違いない¹⁰⁰⁾。同国外務大臣は「66,486平方海里を主張し、68,972平方海里を獲得した」と言うが¹⁰¹⁾、40年ほど前に北海大陸棚事件で西ドイツが予言したバングラデシュの分け前と本件判決での分け前を比較しても、大勝利と言えよう（図3参照）。

しかしながら、判決後にヴォルフム判事がメディアのインタビューに答えて「両者はともに何かを勝ち取り、何かを失った¹⁰²⁾」と述べたように、ミャンマーにとっても、得るものが多い判決であった。まず、本件訴訟の契機ともなった、セントマーチン島南部沖合の鉱区 AD-7 から AD-9 は、同国の水域であることが確認された。それだけでなく、（バングラデシュがすべて自国のものと主張していた）200海里外の大陸棚に対する権原の存在が、ITLOS により有権的に認められた。また、本稿4の冒頭で触れたように、判決が下されたことは、バングラデシュが口上書で指摘したベンガル湾の画定紛争が解決されたことを意味し、大陸棚延長申請の検討再開の道を開くものである（図4参照）。

ところが、現実には、CLCS によるミャンマーの延長大陸棚申請の検討は、判決から2年以上経った今も再開していない。ミャンマーは、判決から約4か月後の2012年7月15日、CLCS に対して検討の再開を促す口上書を送付した。これについて CLCS は、検討を延期する理由がもはや存在しないと考えたが、バングラデシュから連絡がないので（ミャンマーの申請を検討するための）小委員会を設置できないとの立場を取った。その代わりに CLCS は、バングラデシュに対して意向を確認するための書簡の送付を決定した¹⁰³⁾。

バングラデシュからの回答は意外なものであった。すなわち「ミャンマーの申請の検討を延期することに導く状況は依然として存在する」こと、そして「ミャンマーは、その申請を、2012年判決を踏まえてなんら修正していない」ことを述べる口上書を返したのである¹⁰⁴⁾。結果、ミャンマーの申請の検討は、本稿執筆時点でも、依然中断されたままである。

この CLCS の実行には、2つの問題がある。1つは、ITLOS が判決を下しても、口上書で検討を拒否した国がそう認めない限り、CLCS 手続規則附属書 I 第5項 (a) にいう「紛争」が解決したことにはならないという先例を設けたことである。このような「紛争」解決の判断を口上書提出国に委ねることの妥当性は問われて良いであろう¹⁰⁵⁾。

もう1つは、CLCS と ITLOS の連携不足である。ITLOS が「相互補完的」と位置づけた両者ながら、

本件訴訟中に ITLOS と CLCS は一切連携をとることはなかった。それは判決後も続き、ITLOS が、ミャンマーの大陸棚延長申請が先送りされている現状に鑑み「この行き詰まりを解決しないことは、海洋法条約の趣旨及び目的に反しうる」(para.392) と述べて画定を行ったのに対して、CLCS はただバングラデシュの意向を確認するだけで、ITLOS に対して判決の意図する所を確認するなり(あるいは ITLOS がそれを CLCS に説明するなり)、行き詰まりを打開するための積極的な行動を取っているようには見受けられない。こうした判決後の実行は、ITLOS 初の海洋境界画定判決の価値を大きく下げるものであるように思われる。

最後に、中国人判事と研究者は判決をどう見たか、簡単に言及しておきたい¹⁰⁶⁾。わが国が中国と抱えている(東シナ海の)境界画定問題に、幾らかの示唆を与えられるからである。オーストラリアの研究者ベイトマンは、(中国籍の)ガオ判事の個別意見は、中国が抱える紛争に関する同国の立場を代弁するものと指摘する¹⁰⁷⁾。第1に、ガオ判事は、画定方式として ITLOS が判例を踏まえて等距離/関連事情方法が有利とした判断に強く反発したが、これは東シナ海での日中間の対立に関係するという。第2に、面積と経済的生活及び人間の居住が可能であることから海洋法条約上の島とみなされたセントマーチン島が、EEZ/大陸棚の画定では効果を与えられなかったことに反対したことは、南シナ海での中国の立場を擁護するものという。そして第3に、ガオ判事は、大陸棚の権原との関係で ITLOS が自然延長の役割を減じたことに強い疑義を挟んだが、これは東シナ海における日本との境界紛争における中国の立場を反映するものであると指摘する。

これに呼応するように、中国の薛茹(解放軍西安政治学院)は、ガオ判事の個別意見への支持を前面に打ち出した本判決の判例評釈¹⁰⁸⁾の中で、「本判決が中国の利益に与える影響」という項目を設けて、日本との境界画定を念頭に置いた判例批判を行っている。彼女は、判決の「結果は残念なものであった」と前置きした上で、中国周辺にも存在する海洋境界画定紛争という観点から、等距離規則の法的地位、自然延長の解釈、単一境界画定の根拠の3点で「ITLOS の推論と結論は、我々の主張や立場とは異なっていた」とする¹⁰⁹⁾。その根拠として挙げた理由は、いずれもガオ判事の主張の繰り返しの域を出ないのでここでは論じないが、とりわけ本判決の境界画定方法の選択については「中国が一貫して維持してきた立場、主張と矛盾する部分がある」と警戒している。

同じく中国の張新軍(清華大)も、本判決の詳細な評釈においていくつかの論点を取り上げるが¹¹⁰⁾、とりわけ紙幅を割いて検討したのが、等距離/関連事情方式の選択及び自然延長の意味と権原の決定をめぐる ITLOS の判断である。前者については、日中間の画定問題を意識しながら、等距離方式がアプリアリに海洋法条約第83条の要請を満たすわけではなく、大陸棚に断絶がある場合には海洋法条約第76条の自然延長が画定の目的で援用され、等距離方式は出発点としてさえ排除されると批判する¹¹¹⁾。後者については、ITLOS が「驚くことに」最後まで自然延長を定義せずに放置したこと、そして「不幸なことに」慣習法上の自然延長概念を検討しなかったと指摘した上で¹¹²⁾、やはり沿岸国の陸塊からの地質学的・地球物理学的連続性は権原のための重要な要素であり、ITLOS 自身が認めるように「自然延長と大陸縁辺部の観念は密接に関係する」ので、海洋法条約第76条の自然延長は大陸縁辺部が不可分の一部であるという条件の下でさらに検討しなければならないと言う¹¹³⁾。

以上のように、本判決は、中国にとっては不都合な内容を含む判決のようである。だとすれば、その裏返しとして、日本にとっては、少なくとも対中国(東シナ海)との関係では、既存の主張を

補強しうる判決であると言えるだろう。もっとも、本稿で検討したように、判決の推論には少なからず問題点もあるので、今後本判決がどのように判例形成に貢献していくのか、慎重に見極めていく必要があるであろう。

〔付記〕 本稿に掲載した図はいずれも、判決に添付されていた図をトレースして作成したものであり、厳密な精確性を持つものではないことに注意されたい。

〔謝辞〕 本研究は JSPS 科研費 24730040 (若手研究 B) 及び 23330013 (基盤研究 B) の助成を受けた成果の一部である。

【注】

- 1) Dispute concerning delimitation of the maritime boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar), International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS), Case No. 16, Judgment, 14 March 2012 (hereinafter cited as Bangladesh/Myanmar), available at <http://www.itlos.org/fileadmin/itlos/documents/cases/case_no_16/C16_Judgment_14_03_2012_rev.pdf>. 本判決の邦語の判例評釈としては、既に下山 (長岡) 憲二「ベンガル湾における海洋境界画定に関する紛争 (バングラデシュ対ミャンマー)」『高知短期大学社会科学論集』第 101 号 (2012 年 12 月), 55-76 頁及び柳井俊二「国際海洋法裁判所の特徴と最近の判例」『中央ロー・ジャーナル』第 10 巻第 1 号 (2013), 3-23 頁がある。判決以前にベンガル湾の海洋境界画定紛争を論じた文献として, see eg., J. Bissinger, "The Maritime Boundary Dispute between Bangladesh and Myanmar: Motivation, Potential Solutions, and Implications," (2010) 10 *Asia Policy* pp. 103-142 and M. Shah Alam and A. Al Faruque, "The Problem of Delimitation of Bangladesh's Maritime Boundaries with India and Myanmar: Prospects for a Solution," (2010) 25 *International Journal of Marine and Coastal Law* (hereinafter cited as *IJMC*), pp. 405-423.
- 2) バングラデシュのシェイク・ハシナ首相は、判決宣告の日を「最も幸せな日」と形容した。See, "ITLOS verdict will ensure BD's right to maritime resources: PM," *The Financial Express*, 16 March 2012, available at <http://www.thefinancialexpress-bd.com/old/more.php?news_id=123647&date=2012-03-16>. 同国外務省のプレスリリースも参照。Press Release, International Tribunal Sustains Bangladesh's Maritime Claims, 14 Mar 2012, at <http://www.mofa.gov.bd/index.php?option=com_content&view=article&id=168&catid=43&PRid=549>. 他方、ミャンマー政府の公式なコメントは見つけることができなかったが、同国情報省発行の国営紙には「両国間の領海の紛争が平和的に解決され、両国間の善隣友好が維持された」との記述が見られる。New Light of Myanmar (22 march, 2012), available at <<http://www.botschaft-myanmar.de/resources/NEW+LIGHT+OF+MYANMAR+23.03.12.pdf>>.
- 3) ITLOS の裁判官は本来 21 名だが、カミノス判事が病気のため本件審理には参加せず、またバングラデシュとミャンマーの国籍裁判官が含まれなかったため、バングラデシュはトマス・メンサ氏 (元 ITLOS 判事、初代 ITLOS 所長) を、ミャンマー側はバーナード・オックスマン (マイアミ大学教授) を特任判事に選んだ。結果、本件審理に参加した裁判官は 22 名である (Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, paras. 13-15)。
- 4) Figure No. 9, from the Memorial submitted by the Federal Republic of Germany: 21 August 1967, reproduced at *Memorial of Bangladesh*, Volume I (1 July 2010), p. 4, para. 1.10 and figure 1.2.
- 5) "Myanmar rejects Bangladesh's mistakenly-made demand. State interests will be protected in accord with international laws," *The New Lights of Myanmar* (7 November, 2008), available at <<http://www.myanmars.net/enews/2008/myanmar20081107.html>>.
- 6) "Myanmar brings warships to explore Bangladesh waters," *The Daily Star*, November 3, 2008, available at <<http://archive.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=61625>>.
- 7) "Oil firms win Bangladesh rights," *BBC News*, available at <<http://news.bbc.co.uk/2/hi/business/8219861.stm>>, and see also "Dhaka to seek UN tribunal," *The Daily Star*, October 9, 2009, available at <<http://archive.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=108950>>.
- 8) この管轄権の問題を詳細に検討した判例評釈として, Xinjun Zhang "The ITLOS Judgment in the Bay of Bengal Case between Bangladesh and Myanmar," 12 *Chinese Journal of International Law* (2013), pp. 264-267.

- 9) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Declaration of Judge Treves, paras. 3-12.
- 10) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Tafsir M. Ndiaye, paras. 3-30.
- 11) In the Matter of the Bay of Bengal Maritime Boundary Arbitration between the People's Republic of Bangladesh and the Republic of India, Award, available at <http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1376>. なお、この仲裁裁判所は5名の判事で構成されたが、うち3名は ITLOS でのベンガル湾事件を担当した判事でもある（ヴォルフム裁判所長、メンサ特任判事、コット判事）。
- 12) 反対したのはラッキー判事（トリニダード・トバゴ）とブーゲッタティア判事（アルジェリア）。ブーゲッタティア判事は、反対意見を付していない。
- 13) Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras), Judgment, *ICJ Reports* 2007, p. 735, para. 253.
- 14) ラッキー判事が1974年合意覚書の有効性の根拠としたのは、①1974年合意覚書の文言の明確性、②合意の趣旨、目的、交渉の文脈の明確性、③両国代表者が合意覚書に署名したという事実、④合同調査での座標点明確化は条件ではないということであった。Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Dissenting Opinion of Judge Lucky, p. 21.
- 15) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Dissenting Opinion of Judge Lucky, pp. 8-36.
- 16) 反対したのはラッキー判事のみであった。
- 17) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Joint Declaration of Judges *ad hoc* Mensah and Oxman, para. 2. ちなみに、この二人の特任判事は、判決主文に反対票を一切投じず、判決を概ね擁護する共同宣言を書いている。
- 18) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Dissenting Opinion of Judge Lucky, pp. 44-45.
- 19) たとえばフランクスとベナターは「この傍論は、領海を一方に、そして EEZ と大陸棚を他方にして、その顕著な性質に関して、そして海洋画定にどのようにしてその実効的な効果を与えるのかに関して、希でありかつ価値のある司法的な認識を構成するもの」と評する。Erik Franckx and Marco Benatar, "Navigating between Consolidation and Innovation: Bangladesh/Myanmar (International Tribunal for the Law of the Sea, Judgment of 14 March 2012)", 27 *Ocean Yearbook* (2013), p. 442.
- 20) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Declaration of Judge Wolfrum, p. 3. 本件判決を中心に、画定における島の役割について検討した文献として、see, Leonardo BERNARD, "The Role of Islands on Maritime Boundaries Delimitation: A Look at the Recent Decision of ITLOS," *International Conference for the 30th Anniversary of UNCLOS – "China and the Law of the Sea"* (22-24 November 2012), Qingdao, China, available at <<http://cil.nus.edu.sg/wp/wp-content/uploads/2012/12/LeoBernard-Effect-of-Islands-in-Maritime-Delimitation-19-Nov-2012.pdf>>
- 21) Arbitration between Barbados and the Republic of Trinidad and Tobago, relating to the delimitation of the exclusive economic zone and the continental shelf between them, Decision of 11 April 2006, *Reports of International Arbitral Awards (RIAA)*, Vol. XXVII, pp. 210-211, para. 223 (hereinafter cited as Barbados/Trinidad & Tobago).
- 22) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Declaration of Judge Wolfrum, p. 4.
- 23) Maritime Delimitation in the Black Sea (Romania v. Ukraine), Judgment, *ICJ. Reports* 2009, p. 61, at p. 89, para. 77 (hereinafter cited as Black Sea Case).
- 24) この数字の計算根拠は判決には示されていないが、本稿図2で示したように「バングラデシュの主張するファサード」（マンダバリア島から β 1まで（方位287度））、そして β 1からピフ岬まで（方位143度）であり、その方位角を二等分すれば215度となることから、バングラデシュ申述書添付の図6.11からわかる。Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, *Memorial of Bangladesh*, Volume I (1 July 2010), Fig.6.11.
- 25) ここで引用された判例は以下の通り：①1993年グリーンランドとヤンマイエン間の区域における海洋画定に関する事件、②2001年カタルとバーレーン間の海洋画定及び領土問題に関する事件（本案）、③2002年カメルーンとナイジェリア間の陸上及び海洋境界に関する事件、④2006年バルバドス＝トリニダード・トバゴ仲裁事件、⑤2008年ガイアナ＝スリナム仲裁事件、⑥2009年黒海事件。
- 26) ITLOS が para. 234 で列挙した、角度二等分方式を適用したとする判例は以下の通り：①1982年チュニジア / リビア大陸棚事件、②1984年メーン湾海洋境界画定事件、③1985年ギニア / ギニアビサウ海洋境界画定事件、④2007年カリブ海における領土及び海洋紛争事件（ニカラグア対ホンジュラス）。
- 27) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Gao, paras. 13-20.
- 28) *Ibid.*, paras. 27-35.
- 29) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Dissenting Opinion of Judge Lucky, pp. 51-52.

- 30) *Ibid.*, pp. 49-50.
- 31) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Joint Declaration of Judges Nelson, Chandrasekhara Rao and Cot, p. 1.
- 32) コット判事は、単独で執筆した個別意見でも同様の主張を繰り返している。Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Cot, pp. 1-3.
- 33) Black Sea case, n. 23 above, p. 108, para. 137.
- 34) *Ibid.*, p. 110, para. 149.
- 35) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Declaration of Judge Wolfrum, p. 4.
- 36) *Ibid.*
- 37) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Dissenting Opinion of Judge Lucky, pp. 43-44.
- 38) 黒海事件でのサーペント島の取り扱いとその問題点については、拙稿「黒海海洋境界画定事件」杉原高嶺・酒井啓亘（編）『国際法基本判例50（第2版）』（三省堂、2014年）、65頁参照。
- 39) Irini Papanicolopulu, "From the North Sea to the Bay of Bengal: Maritime Delimitation at the International Tribunal for the Law of the Sea," *EJIL: Talk!* (23 March 2012) available at <<http://www.ejiltalk.org/from-the-northsea-to-the-bay-of-bengal-maritime-delimitation-at-the-international-tribunal-for-the-law-of-the-sea/>>. また、この点につき、拙稿、前掲注38、62-65頁参照。
- 40) Clive Schofield and Anastasia Telesetsky, "Grey Clouds or Clearer Skies Ahead? Implications of The Bay of Bengal Case," 3 *Law of the Sea Reports* (2012), No. 1, p. 4.
- 41) *Ibid.*, p. 5.
- 42) *Ibid.*
- 43) D.H. Anderson, "Delimitation of the Maritime Boundary in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar)," 106 *American Journal of International Law* (2012), p. 823.
- 44) Franckx and Benatar, n.19 above, p. 444.
- 45) J.-P. Cot, "The Dual Function of Base Points," in H.P. Hestermeyer et al., eds., *Coexistence, Cooperation and Solidarity: Liber Amicorum Rüdiger Wolfrum*, Vol. 1 (Leiden: Nijhoff, 2012), p. 826.
- 46) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Gao, para. 81.
- 47) *Ibid.*, para. 82.
- 48) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Cot, pp. 4-6.
- 49) Black Sea Case, n.23 above, p. 127, para. 201.
- 50) Barbados/Trinidad & Tobago, n.21 above, p. 243, para. 373.
- 51) 反対したのはラッキー判事のみである。
- 52) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Joint Declaration of Judges ad hoc Mensah and Oxman, para. 7.
- 53) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Declaration of Judge Wolfrum, p. 5.
- 54) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Cot, p. 7.
- 55) *Ibid.*, p. 8.
- 56) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Gao, para. 53.
- 57) ガオ判事は、独自に「方位218度」での角度二等分方法を提案している。すなわち、バングラデシュの海岸ファサードはバングラデシュの提案と同様の方位287度だが、ミャンマー側の海岸ファサードはバングラデシュの提案とは異なり南の終点がおよそ北緯17度15分、東経94度30分の地点までであり（本稿図2に「ガオ判事の提案するミャンマーのファサード」として落とし込んだ）、それが生み出す角度は方位149度と計算できる（ $287+149\div2=218$ ）。これによれば、わずかながらミャンマーに配分される海域が増加する。Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Gao, paras. 65-72.
- 58) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Dissenting Opinion of Judge Lucky, p. 54.
- 59) See, the Commission on the Limits of the Continental Shelf website, <http://www.un.org/depts/los/clcs_new/commission_submissions.htm>. 各国の申請書及び以下で引用する口上書などは、このサイトで入手可能である。なお、ミャンマーの申請は、see, *Continental Shelf Submission of Union of Myanmar, Executive Summary*, December, 2008.
- 60) スリランカの口上書は、see, Note dated 2 March 2009 by Sri Lanka, L/UN/26(xii).
- 61) インドの口上書は、see, Note dated 26 March 2009 by India, NY/PM/443/2/2009.
- 62) ケニアの口上書は、see, Note dated 30 April 2009 by Kenya, MFA.INT.8.15A/XXXI.

- 63) バングラデシュの口上書は, *see*, Note dated 23 July 2009 by Bangladesh, PMBNY-UNCLOS/2009. バングラデシュは, 現在進行中のベンガル湾における未解決の画定が, CLCS 手続規則第46条及び附属書 I の目的上「紛争」とみなされること (para. 2), 手続規則附属書 I 第5項 (a) に基づき「当該紛争の当事国であるすべての国による事前の同意」なしにミャンマーの申請を「検討すること」はできないこと (para. 8) などを主張している。
- 64) バングラデシュの延長大陸棚の申請は, *see*, Submission by the People's Republic of Bangladesh, *Executive Summary*, February 2011.
- 65) ミャンマーの口上書は, *see*, Note dated 31 March 2011 by Myanmar, No.146/032017.
- 66) インドの口上書は, *see*, Note dated 20 June 2011 by India, PM/NY/443/2/2011.
- 67) ここで引用された判例は, Barbados/Trinidad & Tobago, n.21 above, pp. 208-209, para. 213.
- 68) ITLOS は, 海洋法条約第76条10項と海洋法条約附属書 II 第9条を参照し, いずれも画定と限界設定が相互に影響を及ぼすものではないことを確認している (para. 378)。
- 69) 反対したのはンディアエ判事 (セネガル) のみである。
- 70) Bjørn Kunoy, "The Admissibility of a Plea to an International Adjudicative Forum to Delimit the Outer Continental Shelf Prior to the Adoption of Final Recommendations by the Commission on the Limits of the Continental Shelf," 25 *IJML* (2010), pp. 262-263.
- 71) Barbara Kwiatkowska "Submissions to the UN CLCS in cases of disputed and undisputed maritime boundary delimitations or other unresolved land or maritime disputes of developing states," *NILOS Online Papers* (2011), available at < <http://dspace.library.uu.nl/handle/1874/235430>>.
- 72) Barbara Kwiatkowska, "Fundamental Principle of 'Without Prejudice' in Submissions to the UN CLCS in Northeast and Southeast Asia," 3 *Law of the Sea Reports* (2012), No. 1, pp. 4-5.
- 73) Bjarni Már Magnússon, "Is there a Temporal Relationship between the Delineation and the Delimitation of the Continental Shelf beyond 200 Nautical Miles?" 28 *IJML* (2013), pp. 465-483.
- 74) *Ibid.*, p. 475.
- 75) *Ibid.*, pp. 478-482.
- 76) その意味で, 本件判決後に出された, ICJ によるニカラグア対コロンビア海洋境界画定事件判決での処理は興味深い。ニカラグアは, CLCS に大陸棚延長のための「事前情報」を提出しただけで, ICJ での手続に際して追加の情報を提出しなかった。他方, コロンビアは海洋法条約未加盟であり, 大陸棚延長申請を行っておらず, ニカラグアの200海里外大陸棚の権原を否定していた。ICJ は, ニカラグアの前情報申請のみでは権原存在の証明は不十分であるとして (200海里外の) 画定を行う立場にないと判断した。Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), Judgment of 19 November 2012, paras. 127-129. マグナッソンは, もしニカラグアが訴訟中にさらなる証拠を提出していたならば, 判決が別の結果に到達したかは不明であるとする。Magnússon, n. 73 above, p. 482.
- 77) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Tafsir M. Ndiaye, para. 85.
- 78) *Ibid.*, para. 87.
- 79) *Ibid.*, para. 110.
- 80) Robin Churchill, "The Bangladesh/Myanmar Case: Continuity and Novelty in the Law of Maritime Boundary Delimitation," 1 *Cambridge Journal of International and Comparative Law* (2012), pp. 137-152.
- 81) 「大陸棚の限界に関する委員会の科学的及び技術的ガイドライン (Scientific and Technical Guidelines of the Commission on the Limits of the Continental Shelf)」の第2.2.8項は, 次のように定める (筆者仮訳):
「従物性の基準の定式化は, 以下のように説明される: 大陸斜面の脚部から 60 海里の距離に引かれた線又は堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の1パーセント以上の距離に引かれた線のいずれか又はその両方が, 領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超えて延びる場合, 沿岸国は第76条4項から10項に含まれる規定に定められる大陸棚の外側の限界を設定する権原を有する」。
- 82) 反対したのはンディアエ判事, ラッキー判事, ガオ判事の3人。
- 83) 判例評釈を行ったチャーチルは, 本判決は200海里内外で同じ画定方法を使用した, 200海里内では大陸棚とEEZを画定したことを無視していると批判している。Churchill, n. 80 above, p. 149.
- 84) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Gao, para. 89.
- 85) *Ibid.*, para. 90.

- 86) *Ibid.*, para. 91.
- 87) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Dissenting Opinion of Judge Lucky, p. 43.
- 88) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Tafsir M. Ndiaye, para. 98.
- 89) Schofield & Telesetsky, n. 40 above, p. 6.
- 90) Franckx & Benatar, n. 19 above, p. 457.
- 91) Schofield & Telesetsky, n. 40 above, p. 7.
- 92) Churchill, n. 80 above, p. 151.
- 93) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Dissenting Opinion of Judge Lucky, p. 57.
- 94) *Ibid.*, p. 60.
- 95) Schofield & Telesetsky, n. 40 above, p. 10.
- 96) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Declaration of Judge Wolfrum, p. 5.
- 97) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Separate Opinion of Judge Gao, para. 94.
- 98) Churchill, n. 80 above, p. 151.
- 99) Bangladesh/Myanmar, n. 1 above, Declaration of Judge Treves, para. 2.
- 100) *See*, note 2 above.
- 101) "Burma, Bangladesh maritime dispute ends," (13.March, 2012), *MIZZIMA News*, available at <<http://archive-2.mizzima.com/news/regional/6768-burma-bangladesh-maritime-dispute-ends.html>>.
- 102) *Ibid.*
- 103) CLCS/76 (5 Sept. 2012) "Progress of work in the Commission on the Limits of the Continental Shelf, Statement by the Chair," para. 23.
- 104) CLCS/78 (1 April 2013) "Progress of work in the Commission on the Limits of the Continental Shelf, Statement by the Chair," para. 47.
- 105) この問題は、日本の延長大陸棚申請のうち、中国と韓国の口上書が考慮されて CLCS が勧告を先送りした九州パラオ海嶺南部海域の問題にも関係するので、今後も注視が必要である。
- 106) 本件判決と中国の立場に関する考察について、特に南シナ海に焦点を当てるものとして、Ravi A. Balaram, "Case Study: The Myanmar and Bangladesh Maritime Boundary Dispute in the Bay of Bengal and Its Implications for South China Sea Claims," 31 *Journal of Current Southeast Asian Affairs* (2012), pp. 93-95.
- 107) Sam Bateman, "Solving Maritime Disputes: The Bangladesh-Myanmar Way," *RSIS Commentaries*, No. 048/2012 (20 March 2012), p. 2.
- 108) 薛茹「国際海洋法廷境界第一案与中国利益」『雲南大学学报法学版』第25卷4期（2012年7月），124-129頁。
- 109) 同上，128頁。なお、ここでの単一の境界を引いたことに対する批判は、ガオ判事の個別意見にはないオリジナルの論点である。曰く、本件で ITLOS は単一の境界線を引いたが、両当事国がそう求めた他には根拠を示していないことが問題であるという。この批判が成立するか否かは別として、この主張からは、日中境界画定が単一の境界線に依らない場合を想定していることが読み取れよう。
- 110) Zhang, n. 8 above, pp. 255-280.
- 111) *Ibid.*, pp. 270-271.
- 112) *Ibid.*, pp. 273-274.
- 113) *Ibid.*, pp. 274-275.

Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal:

Evaluation of the First Maritime Delimitation Judgment by
the International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS)

Yasuhiko KAGAMI

Abstract

On March 14, 2012, the International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS) rendered its judgment in the *Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal*. This was the first maritime boundary delimitation decided by the ITLOS and the first judicial decision on the delimitation of a continental shelf beyond the 200-nautical-mile limit. Although there were 22 judges sitting in the case, the Tribunal was able to maintain a considerable level of unity. However, this unity came at the cost of a certain amount of persuasiveness in its reasoning. In particular, there was a lack of persuasiveness in its manner of adjusting the provisional equidistance line, how it dealt with islands in the delimitation of the Exclusive Economic Zone and continental shelf, and its descriptions regarding the basis of entitlement to an extended continental shelf. Nevertheless, the ITLOS can be evaluated as having succeeded in appealing to the international community that it could be a proper tribunal producing reliable maritime delimitation judgments while respecting the jurisprudence accumulated by the International Court of Justice and arbitral tribunals, and avoiding “fragmentation” of jurisprudence in this area.